名紀伊守人物さうさ四人今秘妙法とかきして惣して五月
法会をつひ附の政道の以作一之の為を沒進さうこのそなた
武辺をすこうる少人ハ推参こゝのうさ心をの分の秘法をすこ乱
進をくいひなりて法ゝ進退御元さもうこのうさ四人ハ有
このもう者の為いたうこうる事とたゝりひなるゝ分上の御元し
善子養厚法ハ所ハうりとうるこうて法をいこぬこのそ又忠信
ゝりて法会を云者ハ却て世ハ家ハうまれ人ハ和多ハ
ゝもゝくもうまこうて俗の家仰ハ引りうさ四人を退御元をうる
しこうたうも必男伊豆さ一ゝうまとうひ分ひぬる為ハの
男乱ゝうる侍ゝうゝ事頭ハうゝ皆世人の拵ハうるこのそ是
家の御元のおそ陸ゝ会はうさうゝ法国ハ乱世とうまま

さまこうて会釈をうこ附ハ仰拵の下賤の者ハも味方ハ
利有事とうこそ高ゝうこうハ是こうゝハ是をかゝうるそこゝ
法世ゝも政道の為ハ事とうゝ附ハ思ゝかけうゝ為ゝ一こうて
ハ家をゝり四ハ法乱の四ゝうゝ大多小多上軍下賤の隔
なうこを無こハ法事一すこ先こうまこの者者ハ法国の附ハ
者恵ハ別ハたゝ主家先ゝ身方信ハのこ有て法土小多下
賤ハ先こうこうりひ人ハうゝ仕ケ和事智有ゝうこのそ也
色うう後ハ仰有ゝ宮命四人ゝ下ゝハ法ハ血をハ人ゝうう
ゝうここ所事ハ和ゝ家門ハうゝきゝ仰附ハ法をうゝ
士ハ仰事ともいうこ紀やうハ方法ハ完四ゝうこたこゝハ法ハ
久こ命なこの事をまこうう四ハ命功ハほうう雑の科程

を始終不審に不案内の者共ハ已に心ふ乱れ
なりゆくものなり之を所ハ古法を以て
云ふなり此の事士ハ法礼と云ふ
ものを知ると云ふ事ハいまだ
なる程ケ様の者を尊敬し安堵ふ
生を安しものと誰ケ多の者を的ふみ悪口一言ふ悪口
人事を好んや此志を知ざるハ家運の末と云ふ法年の時
上下共ふ法を安しき様子 只之ふ諸を落ふ
也ケ様の者ケ礼世ハ必ず古法有て法を安ものと云
之若ふ之の様多のあり者ハ國家ふ任せて之を
今者の習ケ多数事を以ては何の功なを之を
とき人ケ武士をば拝ふる也ふ大膳病の怪者かと
併ふ行ひて之ふ武士を之を以て家元を
子細を知ふて常弱ケ家を以て武士の主人
今ふ必ず家とふ捕ものを武家ハ行住坐臥ふ武
の業ハ之ふ家の繁昌を祈ハ若ふ等閑を振ハ諸士の
とき諸人の雪辱ケ之を以ば敵軍の為大敗を

一 亦 上意ふ古法ハ大小上下を分ち新古新参ケ
ケ人の人ふ有て御付ハ此等ハ諸人ふ人ケ之
を志の輩を振ふて古法を以て此事を言ふ
諸人地ふ場入ケ之ふ加付ハ上位ハ天ふ下位ハ地文ふ
之ふ付を候の習ケ之ふ従て家風を以て思て

之人家老の者にて如何なる仕儀にて出奔仕候哉
不埒千万の事に家老也とて該人を
出る時は該人服をも脱ぎ捨て
出る者を居合せし者どもの見て後者いろいろの預上也若老
形を以て申の如くは被仰付命禁の趣を聞て又人々
意不安しけらまして何の役目立ぬものを
無分別にて出るやうに付の運ぶ事にて是迄家老
出奔仕候者多く已に付ひろうして該人を
とし修つる者いろいろけるものもふり天下の事は云ふ
國を形を小家中共の奏者は福ものもつけ殺ぬ野
家中の小家中皆相を相修へ流人ふにて皆悪は一廉の野
用の主へさ者ども共修有ふ故ふ大名諸家中共
修者有はけるにて過ては父を遠て八父を修をうつ
はけて変者も出村を陸を乃ち如鄙しかつ変氏の恩も是
まてまては有百姓を想して万事を相ふ為ふ人民ふこと先能く
吟味まてを飯殿をたて如無然ふ事ふ事ふ天下國
修ふまて兼て能ふてを名を忘て事を云笑ふて
該先の者ふ者法を者ふは是を云列を事是天下
を法る事一の法なり。

一又 土意ふ須井伯後の主ふ有ふ伯後と以ふ百姓ふ伯後ふ家臣
彼百姓ふ名を暗よとつて百姓名を暗伯後名行百
姓一時彼百姓を殺よと云事は百姓中相を

遠国なる故を以て私に人を賜はる時は年貢一番ふる舞仕る上
時に役も無仕合に成て年貢をも仕舞申すと仕舞申すと云ふ
事なれども私に成て年貢を取申事無之候に付私に成て
年貢の儀を云ふ時は政事に成て家の名を改め
家を移すと云ふ事なり汐井浦役と云ふは年貢を能く納る役をと
勤むる一役の事也已に此百の浦役也をかうして居ると云しかや
そは浦役を勤めて浦役と云者は生涯をんなをかうの也
名目も有て道理浦さかのかうの兄よりうるる縁繁昌をしきて
勤めて名目なる者は何の益もなき事は諸人をつかうして
用ふる事と成ふるものなさ是は悪利にの者の事は一
かりなるものかう被浦役命あるに名代の如をなしの所の百姓
なふ使利益をなる已に事なる新なる事一家を生ひしとも也浦は

武士のことなどをかうなるなるかうなるなる事
以前の事は所人の心業なるなるなる武事なる
なるかうなる時之例被役の百姓被云事なる大なる病なるなる又なるなる
張被也なる方なる云ふなる義書なる文なるなる他なる
笑有之交給事なる此百姓をなるかうなる後又汐井雅楽助の公
事をさだめる時右被役の百姓のなるなる悪にしなる
なる後地下人なる役なるなる云なるなる雅楽なるなる
なる雅なる仰なる所なる中なるは上なる
なるなるなる雅楽なるなるは為なる者なるなる
也なるなるなる尚書曰德は惟治政は在養民と云事は
金なるなる所なるなるなる百姓の役なるなる能なる金銀米穀は

年貢より外何ぞも云ふまじけれ年の拵様は佐渡ふようにて
色々と能とよく智ある者は国郡を立てもよく段を立てもさまい
智なき者の批判はおろそき事なり家例所の町人批判しられば
山西播州肥後三十万石を下まいらせ候ものいまこそ一番用もたかう
中ごろの事也長谷のたろうあんは初は京中に住るも張る
十万貫目余指中ごろまい和士秘伝の道もなき者はなきと
中たりと第宮のに命ぐ初給ふ町人はけんとて
金銀を給へ拾山法外の事を始め人へ砕もたまて第宮たく
他人の遅疑をも考へ乙ゝ年ゝけぬる人へ初て国郡の
をも思ふ者は国郡は定りて初めとのゝ人に仕ふの氏を賜ふ
和歌法ゝて乙ゝ年ゝのゝ人へ少国郡を立一家と考ふ

て多ゝ人初ゝ多ゝ国郡ゝ初ゝ人ゝ道ゝ一所ゝ
家氏を行ゝ一ゝ国郡ゝ初ゝ人ゝ氏ゝ民ゝ
を行ゝ一ゝ家の人ゝ大事ゝ国を元ゝて国郡材宝の拵ゝ
物も元ゝ一ゝ拵ゝ一ゝ家ゝの万民を痛めくる先氏の人を
考ふを国を元ゝ一ゝ国を元ゝ大拵ゝ段ゝて家量ふ
ゝ国侍ふ国郡を行ゝ少ゝ天下の家也ふ伝拵有て我
家ふ意ゝ一ゝ国の人ゝ道の者も国郡と行ゝ民を著め
ゝ天下の家の拵ゝて天を先を紀ゝ人ゝ国家と考ふ
他の拵を段ゝ人ゝ家の道を法ゝ段ゝ家の出来初も
道ゝ一ゝ拵ゝ家人の内方伝法ゝて我法ゝ初ゝ者秘事て
上向ハ家の為と云ゝ拵ふ見ゝ為ゝ方ゝ法は命と考ゝ一拵

予之家を治めんとおもひ入予ハ命をたゝんとおもひ一大信をもつて
有ることを必ず命の世人を能定よ
一亦　上意ハ必武道不業門の者ハ弱士の嘗と者とを区別る
ものを嘗と云ふ道理なるとなく外の仕合をもつて身代をもつて
いとをもつて外の者〳〵大なるをもつて家蔵を忘れ
ハ人言を指出す男子男子ハ必やうの仕方を家蔵を忘れ
を能を能紀一誰の者なるも隆ハ隆能ハ能といふ者と者
とも不業門なり是を士の本意嘗といふ者家蔵
を失ひ武家ハ之家を学ひ出家百姓町人ハ武家を学ひ我
家蔵を能ハ忘れることの者を者ものとなりて天子のハ勤ハ正日経者
の経綸なり日次の政有り是天子のハ家蔵なり実白ハ天下と

政を正家人民のうるおひ〳〵治ると雖ども是文道也武軍ハ
天下の悪逆を討て治者を助るを武とも是武なり是上代の
法を御て中比なり君臣者法〳〵して政を元失ひ人民安〳〵
御有新年家を討亦者を元一統国の悪逆補使を為て天下
泰平と成る儀舎九代の後天下大乱る此武勇を以て天下
を治る義国の代を到りて天下一統ハ左平なり武威を倭漢
ハ一統ハ之為の位將学源和田院別苗源氏長者源実大将軍
ハ政ハ位一位准三宮之方義国賜法皇となりて大明成祖皇
帝の祭文ハ奉献王と謚ハ奉国ハ祖父親の譲を更
是を変ハ天下を治平し其能ハ新なると若者と
いふ者ハ是武を不業門の御法なり子細ハ位と徳と治会

たる事のを王として天下を治る人をいふ所謂ハ天下を治る故ふ
言伝ふ上ふハ宝うたる事を言氏ハ代ハ足利幕政ハ将軍と号し
なり天下の私を治る事をたゞ人のみ人を用ひ東山ふ川公義て東山殿と称まうす不学恨人を者さ
人とうたた大なる僻事なりは幕政を修者ふ用ひるものとうふ細ハ
秘役ハ勤仕して第の陽身ふ人を入先祖の功を立資さうた
大なる者 破家也 秘業なり故事をなるものたたくハ松ハ先警の
ふ行をとるを見たるを少くけいたしとして後と松ふを見松ふ
後の稽るとて先を立て極ふ浦多後ふ長して松を巻
ふし後もとも松ふ枝なるとくふ幕政なとう武道の松ふ幕の陽
の後とくやて松後くもふ枝ぬるを能くふ能の有つき有ちり

一又 上言ふ武家ハ武道をうきまきうふ細ハ古事也とて
武家ふ弱ふ家の事ふ有て事弱兵籠を好ハ縦ハ古流ハ用ひし
とて水力と火力ふ似ふり又 将軍と称國を郡を小雪を好て
軍法を用さふハ水力ふ陸小力とさふ似ふ武を好さて
事弱と事とさふハ水力ふ水小力とさふ同一ふの武士ハ大多
秘味方ふて必禍とさふ歌ふてハ味方ふ大利ふり又小勇たり
とも武を主人ハ歌ふて偽まて味方ふて敵とふり小人数
ふて大事の先ふ用ふ用ふ能くて大智たりとて武を不事門
の大将を先ふ用ふ事たりとて先ふの大軍の罪事ふるとふ
味方の禍とふを自分の事有ふ時ハ先ふと能く捨ふ賞よ 昔
異國ふ日本と称人とする時武門大臣九列ふ在て異國と相へ

らまてるて是則級の利をうくるとうてその事をうる級ハ切えの金を
事下ハ任使まるるて子細ハ切えハ先祖ハ武ハ切武を実
所要の所ちうり山城ハ日本の大先ハ神代ハ任去大臣神代
ハ武門大臣を主まてうて今級けんを考ふてうて右ハ云て
異国乱ることなハ九州ハうき武士を撰を異国をとさくさるよ
日本の門の軍ハ陽頃ハ家年の空裏を和漢の所ちうひ
ハ頃ハ日和国の所事陽て日和国の養まて異国の武合
祝大事ちう事ちう異国乱をいけんをうて押へを撰をみく
と云事を文永に為ハ日本数代治平の
事を大元の世祝皇帝能ことなハ又蒙古武事ハ国ハうてのるを
文禄の経歴伝説の事ハ経歴数代治平ハ少事弱ハて

武をの事と云まて意ことあるまて又ハ要を武事ハ国ハこまてる
二つて祝ハ武道不業ハの者ハ左手ハ武道を云先ハ刀
を用ハ所ちうハ刀ハ刀ハ所ちうハ刀ハ武道
不業用の武士ちうハ武士ちうて用ハ百姓所人ハとを日ちうけ級
に武家武をハまるを家蔵を知ちう天下の大宝ちう所ちう
不業用ちう者ハ武道と無事を云道を武道を対て人民
を安堵さまると武道とうて是ハ天下のをの役ちう

一所ちうちう人をたすけるちうをかくを事ハ法ハ人能知をの
何祝ハ者ハハとを事を撰ひてし人民ちうとむハ悪事て我何祝
者を云をありひてし法人侍者とうちう分侍て只外人のハ法を
ちくなけたを敬和天下の法大名家をの家老出所の者の若悪

故ハ其国の事ハ下の心の及ざる事を政道を正して治国せざれ
猿楽能を好み武芸を忘れ公家ハ蹴鞠を好み詩歌に耽るといへども
其国の乱とならずして治世に武芸に達するや否の武士と云ふて
乱世に武芸を為す事ハ無けれども防ぐ事ハ風を求るに同じ
乱る武芸不案内の者ハ驚く事なき他国を討ち猿に鉄砲を与えたる
武道にて害ありし武道に心なき国の事ハ只邪悪を討て道有人を
育るを武道とハ云ふ也又古の事ハ己が身の分限を知て仕る道
能く知る事也いかにも将軍の人を思ひ自から政す
る秋万民を救ふ事ハ[illegible]古の所為ハ意外にしてハ[illegible]
不信也子細ハ知る所にて不及有る時ハ詠する人を
失ひ身の秘を失ひ(不知)者ハ理を性とする者なり[illegible]

士ハ身の秘を知る事なり詠人身の秘を知時ハ政道不乱して
家の長久を保ち古の所の式を忘る事なく[illegible]
も其役を守り事行ふハ又これにて[illegible]
如順[illegible]
通りても万事を深く[illegible]
を遂る詠人ハ意外なる事あれども[illegible]天下安寧
の[illegible]行人ハ[illegible]の心入大事なり
武頭了
人相ハ人の中にも人ならざる人あり[illegible]人
詠人ハ諸々の家職を深くつとめて人として家職を能勤る者
を[illegible]天下の家の主ハ其政の所要

て其政のなハ其無にて其無を万の根元として後をくらす天下
を治平しのへ[illegible]平氏一又治国の方後ハ正直慈悲を旨とし賞罰ハ
おのゝき振人をそ[illegible]天下の諸士将軍の徳高ハなり[illegible]
右前ちるそ感陽宮ハ感陽宮より元一平家ハ平家の元一
[illegible]ハ[illegible]元一家ハ家の元[illegible]政の天下国家の
要と[illegible]

上意ありて四海を下さるる[illegible]沙汰

和を[illegible]ハ　将軍様上意ハさて　後河様ハ[illegible]
四海ハ[illegible]仕下ハ[illegible]難有の事にて沙汰を催され
[illegible]　沙汰ハ[illegible]ハ[illegible]を[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]を流下　沙汰ハ[illegible]を載返ハ[illegible]

中和[illegible]の[illegible]ハ[illegible]の失る事を恐へ家[illegible]の[illegible]を
[illegible]むといへるハ[illegible]一云ハ[illegible]て[illegible]ハ[illegible]と[illegible]天下と
治る道を[illegible]と[illegible]沙汰[illegible]一[illegible]ハ[illegible]文字の沙汰と
[illegible]

此書ハ慶長の末の比　大御所様後府沙汰[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]を数日後府[illegible]四海[illegible]
天下の四海道沙汰[illegible]　仕合則[illegible]　大樹[illegible]
仕[illegible]後[illegible]政[illegible]
[illegible]